【資料７】

平成 23 年 11 月 8 日

金融・経済危機を背景とした
欧米諸国における議論

【資　　料】

富裕層による課税強化に関する発言

1　アメリカ 「超高所得者層への甘やかしの停止」（ウォーレン・バフェットの手記）

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

－　所得 100 万ドル以上の高所得者（約 24 万人）に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化

－　所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上（約 8 千人）の高所得者よりも高率の課税

（出典）「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times　8月 14 日）

2　フランス 「我々に課税せよ」（リリアン・ベタンクール（ロレアル創業者の娘）等 16 人の嘆願）

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

（出典）「L'appel de très riches Français :"Taxez-nous !"」(Le Nouvelle Observateur　8月 25 日）

3　イタリア　ルカ・ディ・モンテツェモロ（イタリア　フェラーリ社長）の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

（出典）「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian　8月 29 日）

4　ドイツ 「財産税のための富裕層の集まり」（ドイツの富裕層から構成されるグループ）

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5％の課税（2年間の時限措置）等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

（出典）「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian　8月 29 日）

諸外国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要（未定稿）

アメリカ

財政赤字削減案（2011年9月発表。10月現在、「財政赤字削減のための合同特別委員会」（超党派）で検討中）

① 高所得者（25万ドル）に対するブッシュ減税の不延長（最高税率35%→39.6%等）（13年～）
② 高所得者に対する所得控除の制限（13年～）

フランス

財政赤字削減計画（2011年8月発表。10月現在、①②は法律として成立、③は議会審議中）

① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ（12.3%→13.5%）（11年分～）
② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止（12年2月1日～）
③ 高所得者（単身：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ）に対する新規の所得課税（税率3%）（12年分～）（注1）

イタリア

第2次財政健全化策（2011年9月発表。同月に法律として成立）

① 所得税付加税（30万ユーロを超える所得に対して3%）の導入（11年～13年の時限措置）
② キャピタルゲイン（国債を除く）に係る所得税を12.5%から20%に引上げ（12年～）

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法（2011年9月発表。同月に成立・施行）

○ 富裕税（70万ユーロを超える資産に対して0.2～2.5%）の復活（注2）（11年、12年の時限措置）

ポルトガル

財政健全化策（2011年8月発表。10月現在、議会審議中）

① 所得税付加税（15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%）の導入（12年、13年のみの時限措置）
② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ

（注1）財政赤字対GDP比が3%になるまでの時限措置。なお、課税最低限の金額は、下院財政委員会で採択されたもの。
（注2）富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。